

第2期南アルプス市空家等対策基本計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年4月

南アルプス市

●目次 南アルプス市空家等対策計画

序章 計画の概要

| | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 計画の背景 | 1 |
| 2 | 本計画の位置づけと他の計画との関係 | 2 |
| 3 | 空家等に関する対策の対象とする地区 | 2 |
| 4 | 計画の期間 | 2 |

第1章 現状と課題

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 人口・世帯 | 3 |
| 2 | 全国の空家の現状 | 5 |
| 3 | 山梨県の空家の現状 | 7 |
| 4 | 南アルプス市の空家の現状 | 7 |
| 5 | 管理住宅課における相談内訳 | 9 |
| 6 | 空家対策における問題点 | 10 |
| 7 | 空家を取り巻く課税の状況 | 11 |
| 8 | 問題・課題のまとめ | 12 |

第2章 空家等対策に関する基本的な考え方

| | | |
|---|--------|----|
| 1 | 目的 | 13 |
| 2 | 基本理念 | 13 |
| 3 | 計画の方向性 | 13 |

第3章 空家等対策の基本的施策

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 対策の方向性と基本的な施策 | 15 |
|---|---------------|----|

資料編

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 空家等対策の推進に関する特別措置法 | 24 |
| 2 | 南アルプス市空家等対策の推進に関する条例 | 29 |
| 3 | 南アルプス市空家等対策に関する規則 | 32 |
| 4 | 南アルプス市空家等対策連絡調整会議要綱 | 35 |

<用語の解説>

- 空家：居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅（家屋）
（住宅以外の倉庫、これに類する建物や空き地等敷地は含まない。）
- 空家等：建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）
- 「あきや」について、本計画内で「あきやとう」を表記する場合には「空家等対策の推進に関する特別措置法」にならい「空家等」を用い、単に「あきや」を表記する場合には一般的な「空き家」という表記を使用します。

序 章 - 計画の概要 -

制定 H29.4.1

改訂 R4.4.1

1 計画の背景

南アルプス市は、平成 15 年 4 月 1 日、八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町の 6 町村が合併して生まれました。合併から 19 年が経過し、本市も少子高齢化が進み、人口減少が生じるなか、核家族化や単独世帯は増加しており、超高齢社会に突入した本市においては、居住その他使用がされていない「空家等」の増大が想定され、火災の危険性や倒壊のおそれなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化等、空家問題の深刻化が懸念される状況となっております。

また、国においては、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを背景として、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本格的な空家等対策に取り組むこととなりました。

こうした状況を背景として、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空家等の活用を促進することを含む総合的な空家等に関する対策を計画的に実施するため、平成 29 年 4 月に「南アルプス市空家等対策基本計画」（以下「第 1 期基本計画」）を策定しました。

本市においては、「第 1 期基本計画」により、空家等対策を推進してきましたが、所有者の特定が困難なケースや市からの指導等を拒むケース、管理責任の周知が進んでいないことなどの課題が浮かび上がったほか、空家等の発生を未然に防ぐ「抑制」の対策に関しての取り組みが不足していました。

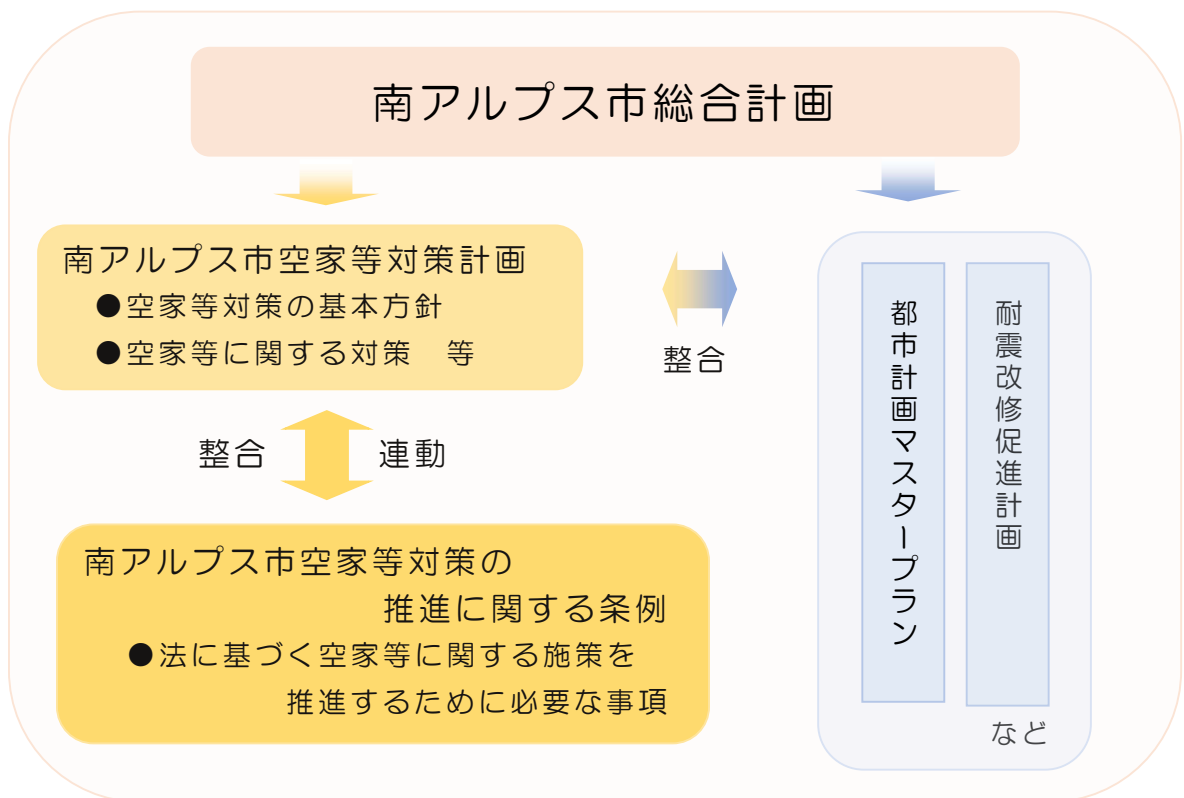
今後も人口減少や高齢化など、社会的要因から空家等は増加していくことが予想されることから、空家等対策をより一層推進する必要があるため、「第 2 期南アルプス市空家等対策基本計画」（以下「第 2 期基本計画」）を策定します。

「第 2 期基本計画」の策定にあたっては、「第 1 期基本計画」を踏まえ、基本理念及び計画の方向性を継承し、人口減少や高齢化が進行する本市において、増加が予想される空家等に「抑制」、「適正管理」、「利活用」、「体制づくり」の観点から取り組みを行い、安心安全に生活できる環境を確保するとともに、まちづくりや地域の維持・活性化を推進します。

2 本計画の位置づけと他の計画との関係

「第2期基本計画」は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条に位置づけられる空家等に関する対策についての計画（空家等対策計画）であり、本市の上位計画である総合計画や各種計画との整合を図りつつ、現状や課題を踏まえ、今後の空家等に関する対策の方針や実施体制を定めるものです。

なお、本計画は、南アルプス市空家等対策の推進に関する条例と整合し、連動することにより、今後の空家等に関する対策を総合的に推進するための計画とし位置づけられます。



3 空家等に関する対策の対象とする地区

本市における空家等に関する対策の対象とする地区は、南アルプス市内全域とします。ただし、今後、空家等の対策を効果的に進めるために、必要に応じて重点地区を定めることも検討してまいります。

4 計画の期間

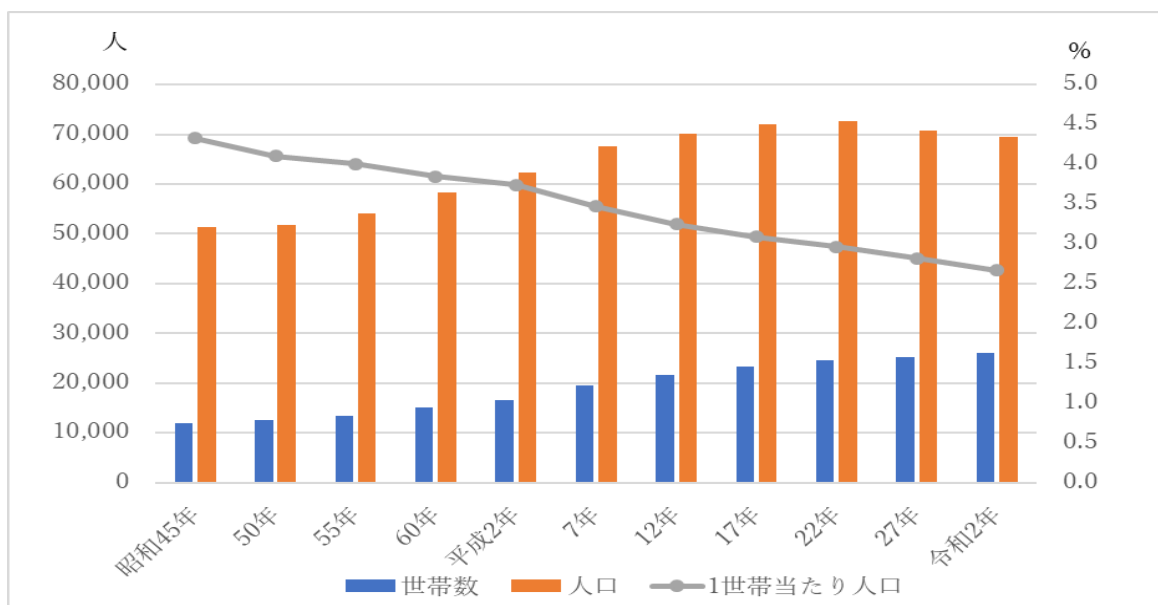
本市の総合計画との整合のもと、長期的な将来を展望しつつ、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第1章 現状と課題

1 人口・世帯

(1) 人口・世帯の推移

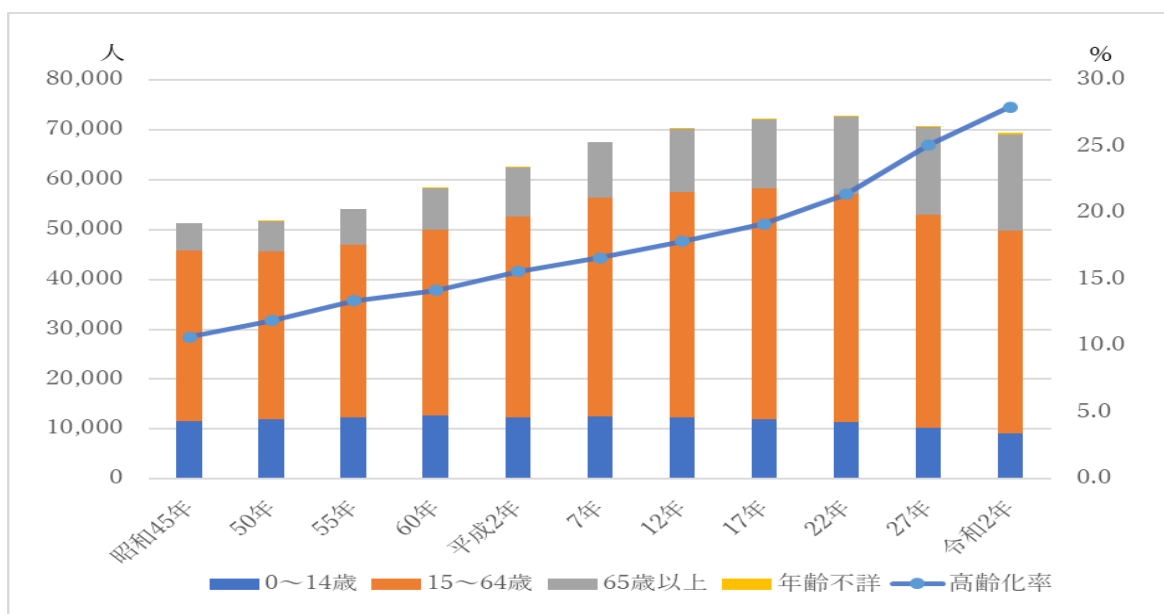
本市の人口は、昭和45年の国勢調査では、人口51,318人、世帯11,858世帯、1世帯あたりの人員は4.3人でしたが、令和2年の国勢調査では、人口69,459人、世帯数26,059世帯となっています。



資料：国勢調査統計調査

(2) 人口推移と高齢化率

高齢者人口（65歳以上）は、「団塊の世代」が65歳以上となった平成27年に1万7千人を超え、令和2年には1万9千人を超えています。

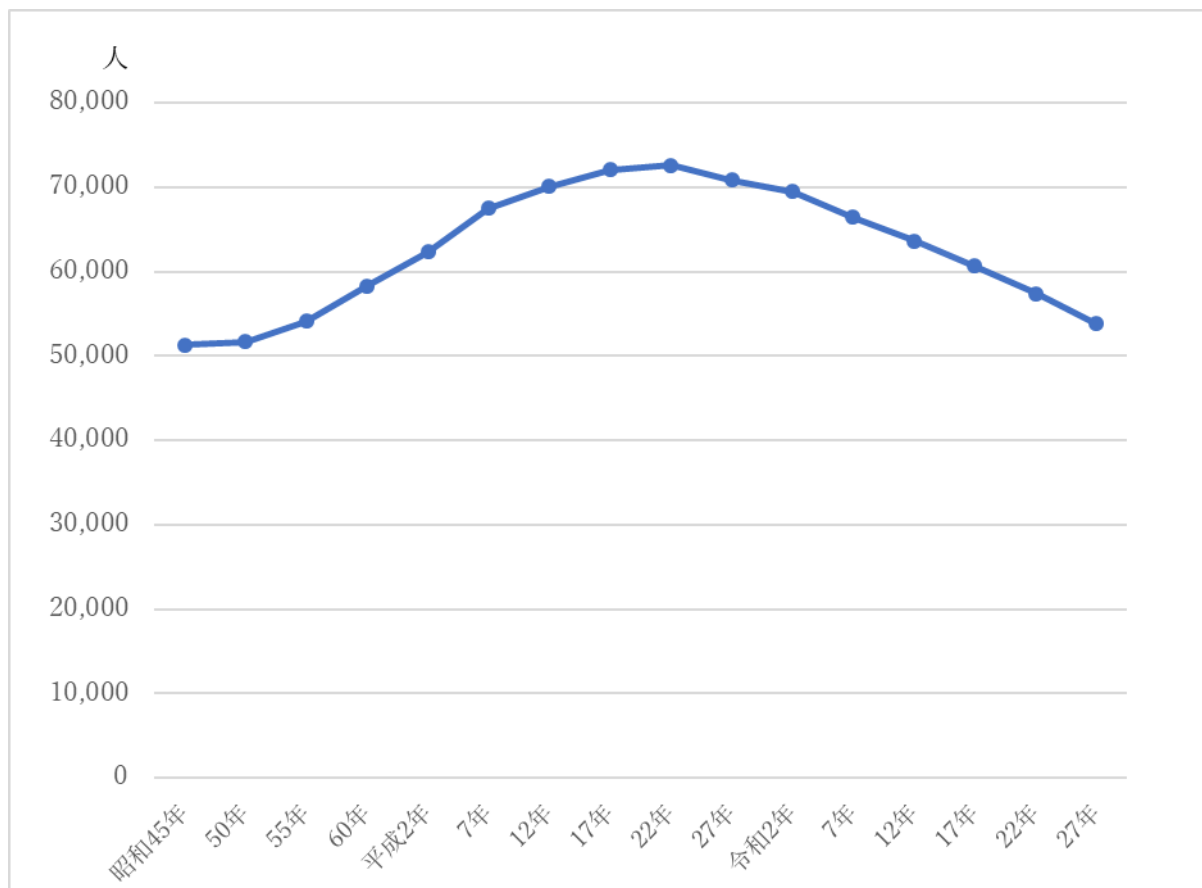


資料：国勢調査統計調査

(3) 将来推計人口の推移

次のグラフは、国勢調査の実績値及び国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値です。

本市の人口は、平成 27 年以降減少し、令和 27 年には 53,844 人と推計されています。



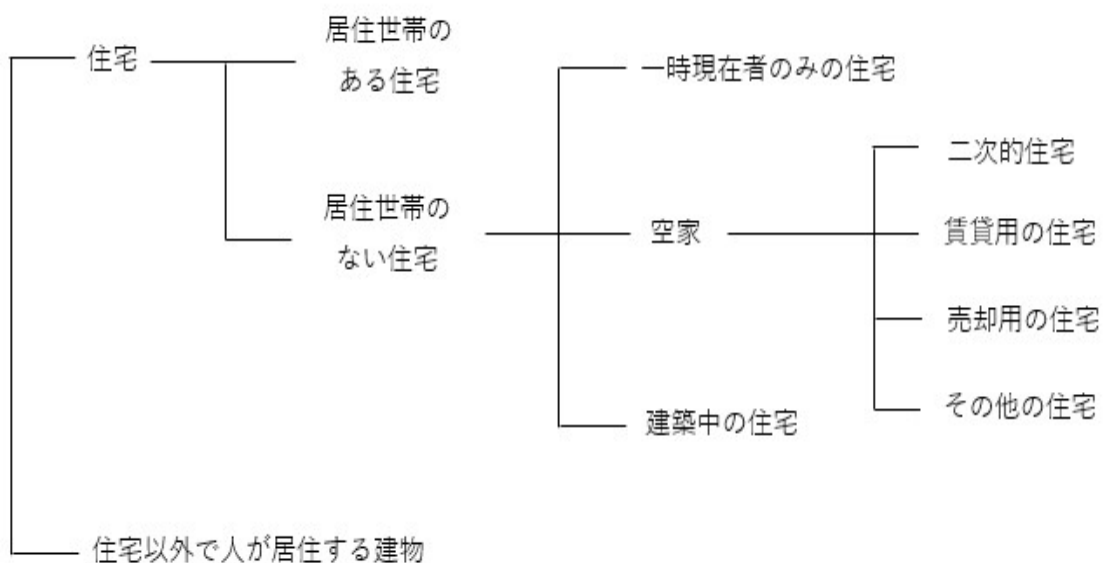
資料：国勢調査統計調査、国立社会保障・人口問題研究所人口推計値

※令和 2 年までは国勢調査による実績値であり、令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値となっています。

2 全国の空家の現状

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住する建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局が実施したものです。

なお、調査方法は抽出調査であり、実際の数との差異があります。
また、住宅・土地統計調査における空家の定義は次のとおりです。



・「二次的住宅」・・・別荘など、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅や、普段住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りしている人がいる住宅

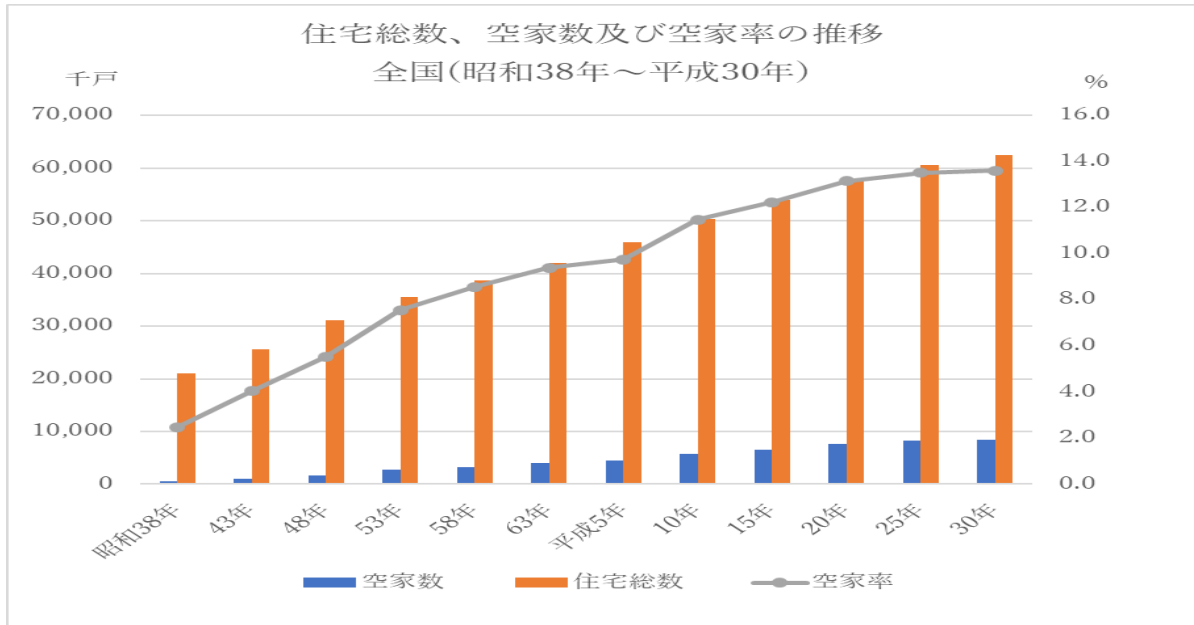
・「賃貸用の住宅」・・・新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅

・「売却用の住宅」・・・新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅

・「その他の住宅」・・・人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空家の区分の判断が困難な住宅を含む。）

全国では昭和38年の52万戸から増加を続けており、平成30年では848万9千戸となっています。また、総住宅数に占める空家の割合（空家率）も昭和38年の2.5%から上昇を続けており、平成30年では13.6%と過去最高となっています。

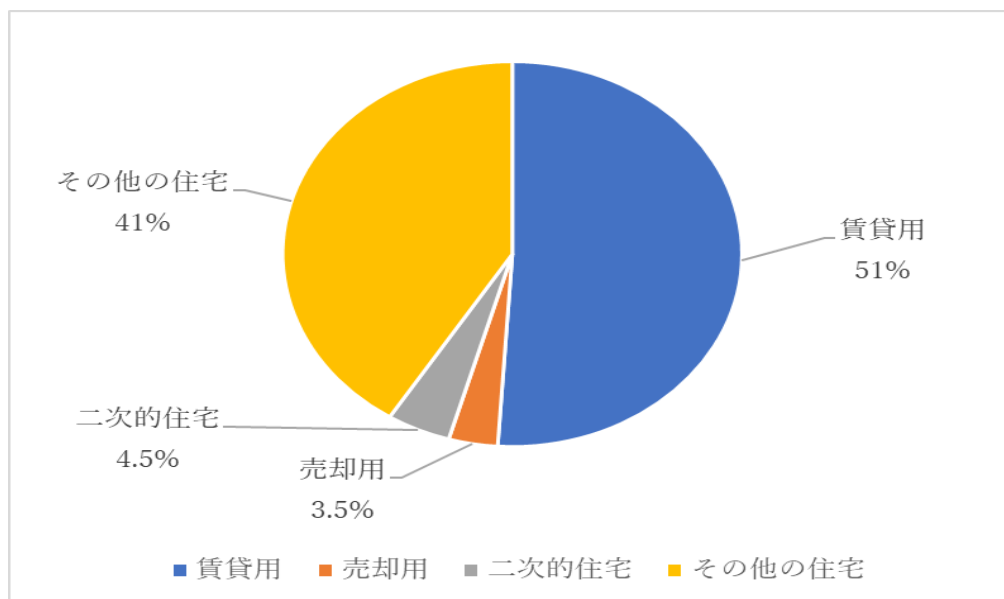
【総住宅数、空家数及び空家率の推移ー全国】



資料：住宅・土地統計調査

空家 848万9千戸の内訳を見ると「賃貸用の住宅」が空家全体の51%を占め、「売却用の住宅」が3.5%、別荘などの「二次的住宅」が4.5%、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅などの「その他の住宅」が41%となっています。

【空家の類型別割合ー全国】

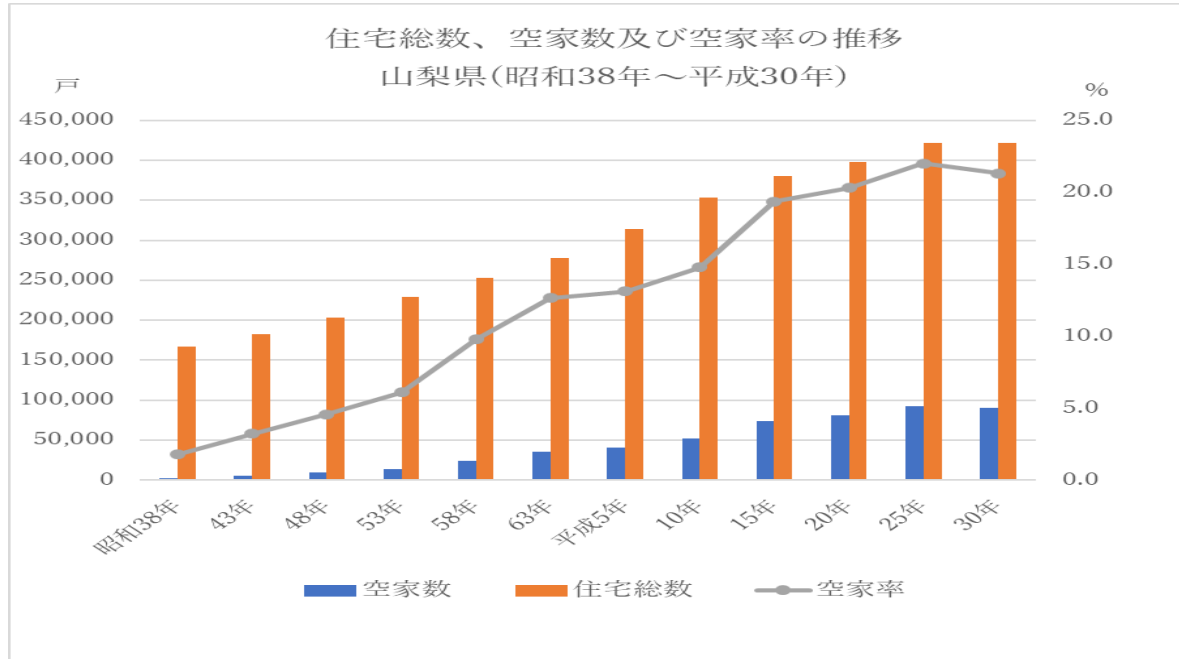


資料：住宅・土地統計調査

3 山梨県の空家の現状

総住宅数 42 万 2 千戸に占める空家の割合（空家率）は 21.3%で、平成 25 年の 22.0%から 0.7 ポイント下がりましたが、全国第 1 位となっています。なお、全国の空家率は、13.6%と過去最高となっています。

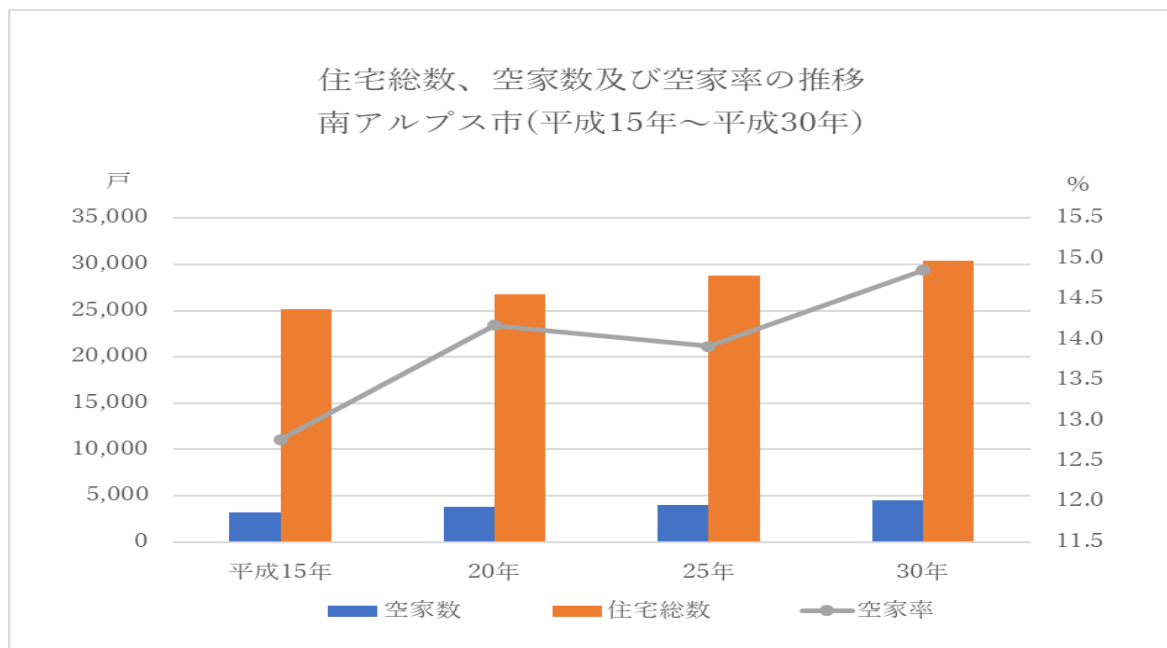
【総住宅数、空家数及び空家率の推移－山梨県】



資料：住宅・土地統計調査

4 南アルプス市の空家の現状

【総住宅数、空家数及び空家率の推移－南アルプス市】



資料：住宅・土地統計調査

本市においては、住宅・土地統計調査とは別に平成 26～27 年の 2 箇年をかけて、総住宅数 24,149 戸を対象に実態調査を実施いたしました。その結果、空家は、769 戸、空家の割合（空家率）は、3.18%となっていました。第 2 期基本計画においては、特に問題となることが多い C～D2 ランクのみ再調査を実施し、解体、居住が確認できたもの、また、実態調査では報告のなかった空家（苦情等により判明したもの）について反映しました。

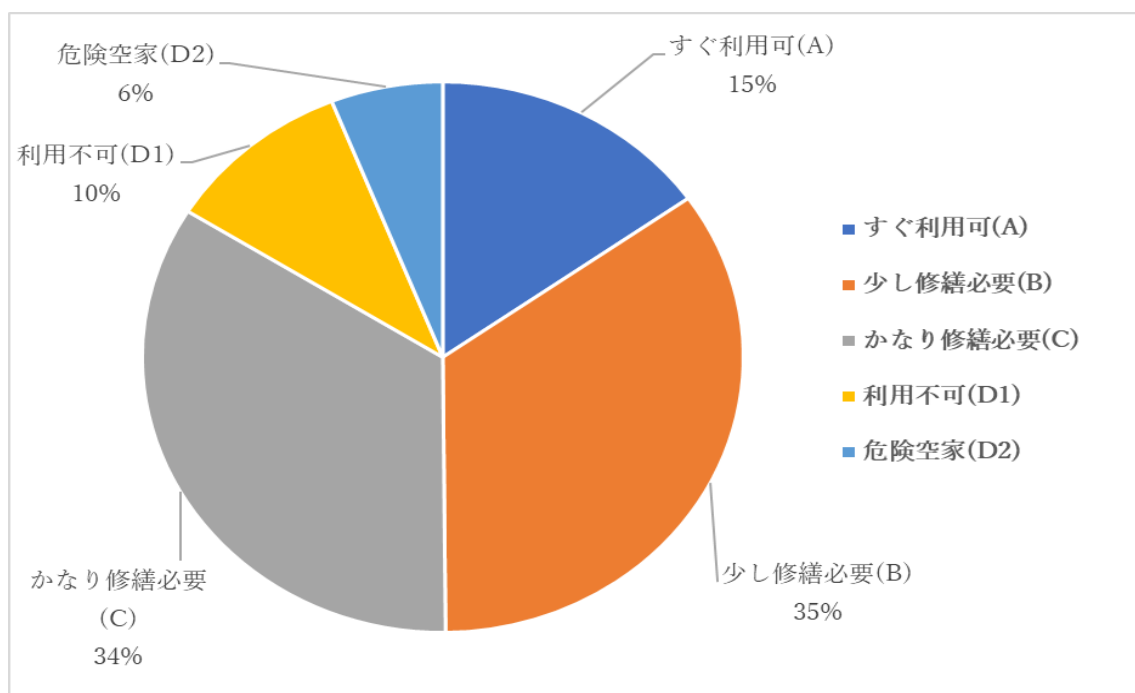
【空家の型別戸数－地区別】

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

| ランク 地区 | 空家数 (戸) | すぐ利用 A | 少し修繕 必要 B | かなり修 繕必要 C | 利用不可 D 1 | 危険空家 D 2 |
|-----------|------------|-----------|-----------------|------------------|-------------|-------------|
| 八田地区 | 75 | 22 | 25 | 19 | 2 | 7 |
| 白根地区 | 191 | 24 | 78 | 51 | 21 | 17 |
| 芦安地区 | 43 | 6 | 9 | 18 | 10 | 0 |
| 若草地区 | 109 | 12 | 41 | 41 | 8 | 7 |
| 楡形地区 | 140 | 19 | 40 | 62 | 14 | 5 |
| 甲西地区 | 106 | 18 | 37 | 35 | 12 | 4 |
| 計 (戸) | 664 | 101 | 230 | 226 | 67 | 40 |

資料：南アルプス市空家実態調査結果

【空家の型別割合－南アルプス市】



資料：南アルプス市空家実態調査結果

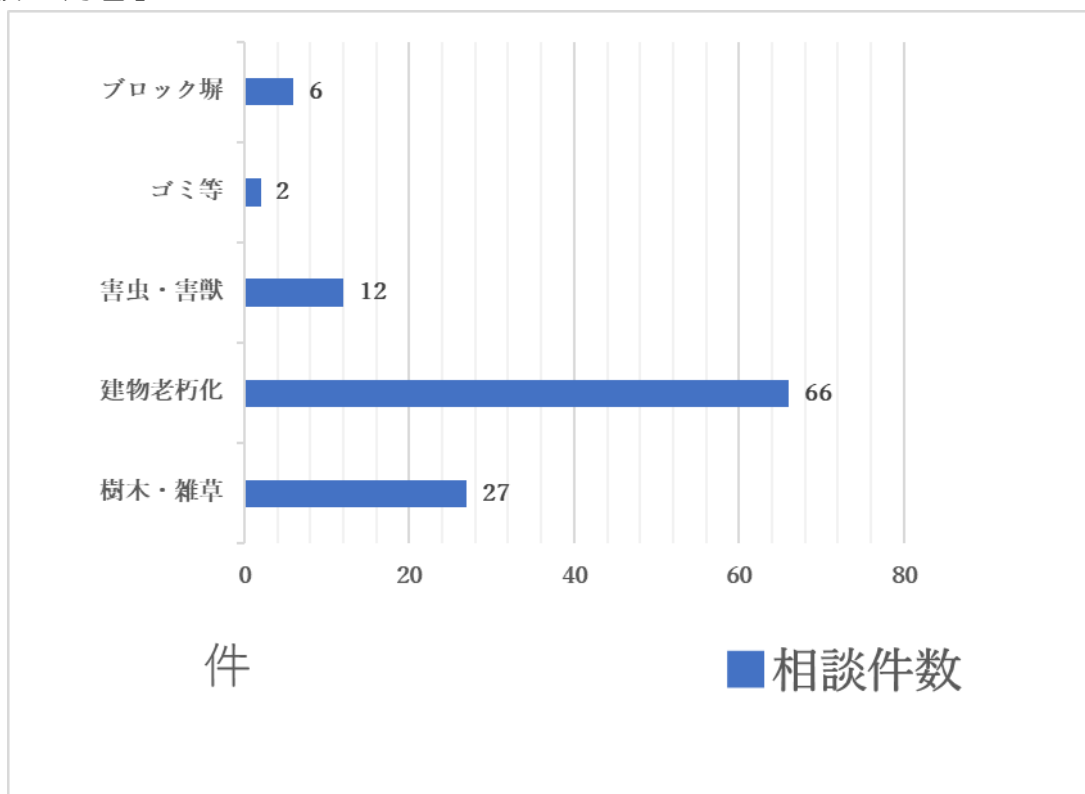
5 管理住宅課における相談件数

【管理不十分な空家等の相談件数について】

| | 八田 地区 | 白根 地区 | 芦安 地区 | 若草 地区 | 櫛形 地区 | 甲西 地区 | 計 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 相談件数 | 6 | 22 | 0 | 25 | 41 | 19 | 113 |
| 苦情内容の 改善 | 2 | 4 | 0 | 3 | 11 | 6 | 26 |
| 解体又は 居住による 改善 | 1 | 6 | 0 | 7 | 11 | 6 | 31 |
| 残り案件 | 3 | 12 | 0 | 15 | 19 | 7 | 56 |

平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 24 日

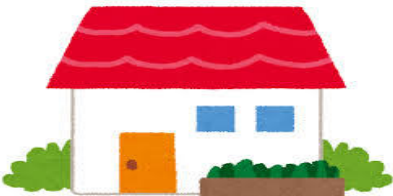
【相談の内容】




平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 24 日

6 空家対策における問題点


【空家状態（初期）】

| －初期－ 空家化状態 | 【イメージ】 |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ◆所有者の病気や高齢化等による施設入所や死亡等により、空家状態となったが、時間があまり経過していない状況。 ◆時折、縁故者等が維持管理を行うが、建物・敷地の管理にほころびが出始めている状態。 |
| 【発生要因】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆所有者の病気や高齢化による施設等入所や死亡等により空家状態となるが、核家族化や相続問題の為居住継続が困難。 ◆住まなくなった家を再利用する為の資金不足により活用が困難。 ◆法的規制により再建築や増築等が困難になり、他へ移住。 ◆空家となる住居の入居希望者への情報不足。 | |
| 【問題】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆空家の増加に伴う過疎化・空洞化等の懸念。 ◆将来の人口減少が予測され、更なる空家の増加による問題の増大は必然。 | |

【空家状態（中期）】

| －中期－ 空家管理不全状態 | 【イメージ】 |
|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> ◆空家化状態が長期化し、近隣に様々な悪影響を及ぼすようになっている状況。 ◆倒壊等の危険性はまだ低いですが、家屋や敷地内への侵入も容易であり、防災・防犯上の問題も大きくなりつつある状況。 ◆空家化の長期化により、実際の所有者の把握が困難で、指導等が行えない場合も多い。 |
| 【発生要因】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆維持管理に関する経済的理由や管理意識の欠如。 ◆所有者の遠隔地居住による無関心・問題意識の希薄化。 ◆相続問題によって、管理者が複数存在。 | |
| 【問題】 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ◆近隣への悪影響（倒壊の危険・環境悪化など）。 ◆地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）。 ◆私有財産に関する問題の為、行政としても対応が困難。 ◆空家の増加に比例して市民からの相談件数は年々増加、問題の顕在化。 | |

【空家状態（末期）】

| | |
|---|---|
| 一末期一 解体・除却 | 【イメージ】 |
|  | <p>◇建物の崩壊の危険性が高い、あるいは一部崩壊が始まっている状況。</p> <p>◇そのまま放置しておく、人身事故や近隣住宅を損傷する恐れがある状態。</p> |
| 【発生要因】 | |
| <p>◆解体・除却に関する経済的理由や意識の欠如。</p> <p>◆税制上、除却するより空家で放置する方が有利。</p> <p>◆相続問題による解体困難。</p> | |
| 【問題】 | |
| <p>◆近隣への悪影響（倒壊の危険・環境悪化など）の発生。</p> <p>◆地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）の発生。</p> <p>◆私有財産に関する問題の為、行政としても対応が困難。</p> <p>◆空家の長期化・固定化を助長しかねない税制等の既存制度のあり方。</p> | |

7 空家を取り巻く課税の状況

(1) 住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（住宅用地の特例）

住宅供給を推進する政策上の観点から、住宅用地について固定資産税の課税標準額の特例が講じられております。

【表7 固定資産税の標準課税の特例表（専用住宅の場合）】

| 区分 | | 課税標準額 |
|---------|--|----------|
| 小規模住宅用地 | 住宅用地で住宅1戸につき200㎡までの部分 | 課税標準の1/6 |
| 一般住宅用地 | 小規模住宅用地以外の住宅用地 (200㎡を超える部分で家屋床面積の10倍まで) | 課税標準の1/3 |

[住宅用地とは]

- ・専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
※家屋の床面積の10倍まで認められている
- ・併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地
※家屋の床面積の10倍までに一定の率を乗じて得た面積に相当する土地が認められている

8 問題・課題のまとめ

1. 空家を取り巻く問題

- (1) 近隣への悪影響（倒壊の危険・環境悪化など）
- (2) 地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）
- (3) 私有財産に関する問題のため、行政としても対応が困難
- (4) 空家の増加に伴う悪循環（過疎化・空洞化等）の懸念
- (5) 空家の長期化・固定化を助長しかねない税制等の既存制度のあり方
- (6) 空家の増加に比例して市民からの意見・苦情の件数は年々増加、問題の顕在化
- (7) 将来の人口減少、高齢化により、さらなる空家の増加
- (8) 所有者の管理責任や空家等を未然に防ぐための情報の周知不足

2. 空家等対策の課題

- (1) 早期発見・早期対応の仕組みづくり
- (2) 安全・安心の確立
- (3) 建物の利活用の推進及び住み替えの促進
- (4) 総合的な対策に向けた体制づくり

第2章 空家等対策に関する基本的な考え方

1 目的

本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本理念等を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とします。

2 基本理念

(1) 快適な住環境の保全

適切な管理がなされていない空家等は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、地域の活力も失われることにつながります。

空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指します。

(2) 安全で安心なまちづくりの推進

適切な管理がなされていない空家等は、地震や火災等の防災上の問題や、犯罪の温床となる恐れなど、防犯上の問題も懸念されます。

空家等の情報を基に、地域住民や関係機関との連携を図りながら、老朽化し危険な空家等は除去を誘導するなど市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

(3) 空家等を活用した定住の促進

空家等は、活用次第では大きな資産となる可能性を秘めています。

空家等の活用を本市への定住促進につなげる、という視点からも空家等の問題に取り組みます。

3 計画の方向性

(1) 発生の抑制

空家等対策において、限られた経営資源で最大の効果を生み出すには、問題が深刻化する前の早期対応、何よりも空家等を発生させない『抑制』が重要です。空家等は、放置され老朽化が進むほど除去等に要するコストが増大します。また、年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。空家等の抑制においては、できるだけ早く察知するための体制づくりや所有者への意識啓発を目的とした情報提供等の支援に努めます。

(2) 管理不全の解消

定期的な管理がされていない空家等は、その建物自体の老朽化を招くだけでなく、防災・防犯・衛生などの様々な面において周辺環境に悪影響を生じさせることとなり、地域住民からの通報・相談が増加しています。こうした傾向は今後も増加することが予想されることから、所有者等に適切な管理を促すとともに、関係団体と連携・協力して管理不全な空家等の解消に努めます。

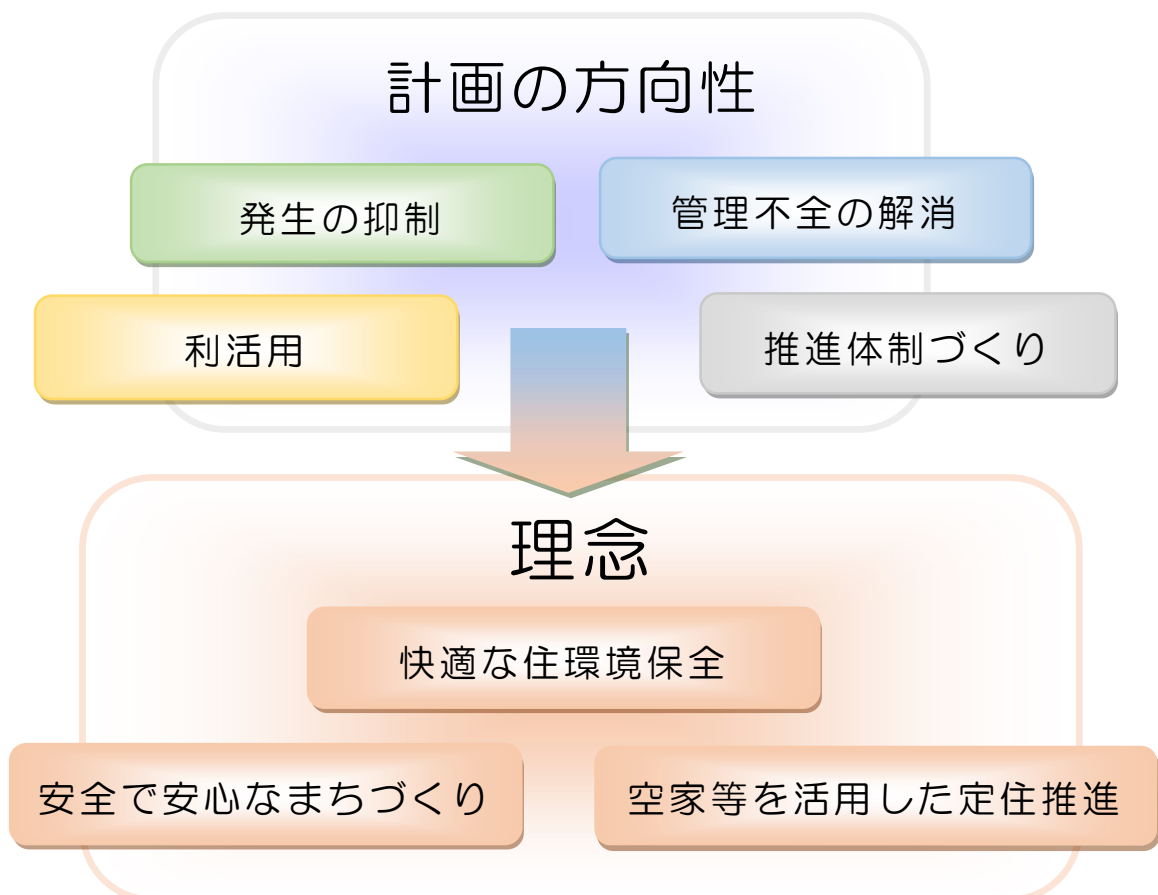
(3) 利活用

空家等を地域の資源として積極的に有効活用することで、建物の継続利用、住替え促進を図り、住みやすい活気ある街づくりに努めます。

(4) 推進体制づくり

空家等問題は、庁内・国・県・関係団体など多くの部署に関係しており、相互の連絡調整や連携が必要不可欠なことから、様々な施策・事業を総合的に推進する体制の構築に努めます。

【計画の方向性と基本理念】



第3章 空家等対策の基本的施策

1 対策の方向性と基本的な施策

(1) 発生の抑制

●対策の方向性

方向性
発生の抑制



●基本的な施策

①相談体制の構築

②空家等の調査

③定住への支援制度の確立

①相談体制の構築

[1]南アルプス市空家等相談窓口の設置

空家等に関する事務は、管理住宅課、ふるさと振興課、環境課等、各部署で相談対応しております。これらの事務を集約し、市民等にとってよりわかりやすい空家等の相談窓口の設置を検討してまいります。

[2]空家等に関する相談会の実施

空家等の問題は、多岐にわたるとともに、専門的な知識も必要なことから、市単独では対応できない内容を含みます。

このため、法律、不動産、建築等、様々な分野の団体等と連携した相談会を継続して開催します。

②空家等の調査

空家等の状況は刻々と変化していくため、その状況を把握しておくことが、空家等対策の第一歩となります。

そのため、平成 26～27 年度に市内全域を対象とした空家実態調査を実施し、令和 3 年度に特に問題となることが多い、C～D 2 ランクについて、再度実態調査を行いました。

空家等の情報は、所在地、所有者、空家等の状況など多岐にわたるため、市内部組織で情報の共有化を図りつつ、必要な情報をデータベース化し、空家等管理台帳としての整備を進めております。

今後も、定期的な調査、台帳整備を行うことで、空家等の適切な情報管理を行うとともに、早期発見、早期対策に努めてまいります。

また、所有者に対して、空家の管理意識や利活用に関わる政策ニーズがどれくらいあるか等のアンケート調査を実施し、実態を把握することで新たな政策立案に役立てたいと考えております。

③定住への支援制度の確立

【本市における現行の補助制度】

| 制度名 | 制度の概要 |
|------------------|--|
| 空き家活用定住促進事業補助金 | 空き家バンク制度利用者（空家所有屋及び定住希望者）に対し、住宅改修費を助成します。 |
| 若者世帯定住支援奨励金事業 | 市内に住宅及び土地を取得する若者世帯に対し、奨励金を交付します。 |
| がんばる子育て応援定住補助金事業 | がんばる子育て応援利子補給事業の受給者のうち、対象となった子どもが卒業後3年以上市内に定住し、就業している場合は、未返済額の2分の1を補助します。（上限50万円） ※補助金は、未返済額の繰上返済に充当します |
| 木造住宅耐震改修補助事業 | 昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断の結果が1.0未満の木造住宅を1.0以上にする耐震改修工事または建替え工事を行う方に対して、補助金を交付します。（入居後の耐震工事が対象） |
| 住宅リフォーム等総合支援事業 | 市が定めた要件を満たした住宅のリフォーム工事を行う方に対し、補助金を交付します。 |

まずは、定住している人と定住の意思をもって移住しようとする人達のニーズに応える制度を検討していくことが第一歩と考えます。

(2) 管理不全の解消

● 対策の方向性



● 基本的な施策

①所有者等への啓発及び適正管理に関する情報提供

②所有者等への適正管理に関する支援制度の確立

③解体・除去の促進

④既存法令等の適切な運用

①所有者等への啓発及び適正管理に関する情報提供

空家等は、所有者の財産であることから、所有者等において適正な管理に努める義務があります。

ただし、所有者等が死亡又は不明な場合もあることから、こうした場合には、法及び条例に基づき、市において調査し、相続人などの管理を行うべき義務者を特定することになります。特定した所有者等に対して、啓発及び、情報提供することで適正管理を促してまいります。

②所有者等への適正管理に関する支援制度の確立

現在行われている空家対策は、所有者に適正管理を求める条例制定や空き家バンク制度にとどまっている状況であります。そこで、行政と不動産業界・建設業界・NPOなどが協力して、民間活力による管理不全状態の解消や空家の利活用等を支援する制度の構築を検討してまいります。

③解体・除去の促進

空家等及び除去した空家等に係る跡地は、所有者等の財産であるのはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資産です。

このため、市において、空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用につながる施策の実施を検討してまいります。

なお、所有者等やその相続人など、空家を適切に管理する義務がある者が不在である場合には、法に基づく行政代執行を含めて市が所有者に代わり、危険性を除去することも検討してまいります。

④既存法令等の適切な運用

[1]特定空家等の判定の手続

空家等が特定空家に該当する場合には、法に基づく措置を行うこととなります。したがって、認定には慎重な手続きを期すため、市の関係各課の担当で組織する「空家等対策連絡調整会議」を設け、認定に向けた事前調査及び協議を行い、学識経験者等で組織する「南アルプス市空家等対策審議会」で審議した上で、措置に向けた手続きを行うこととなります。また、特定空家等に対し、行政代執行を行う場合においても空家等対策審議会の審議を要するものとします。

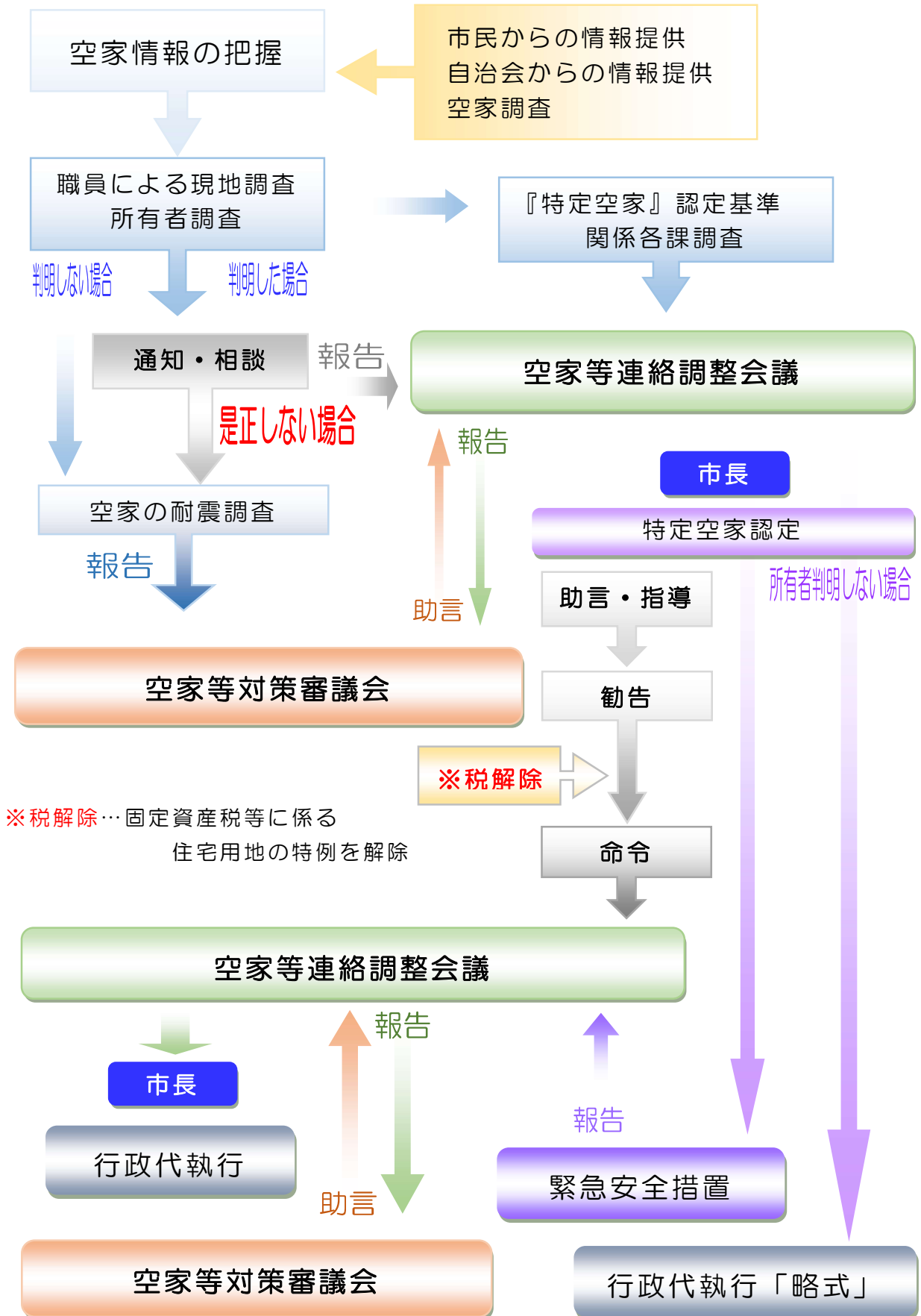
[2]特定空家の判断基準

空家等が特定空家等に該当するか否かを判断する基準は、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」に定める内容を基本とします。

[3]緊急安全措置

特定空家として認定された空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険が切迫していると認めるときは、条例に基づき、市は必要最小限の措置を講ずるものとします。

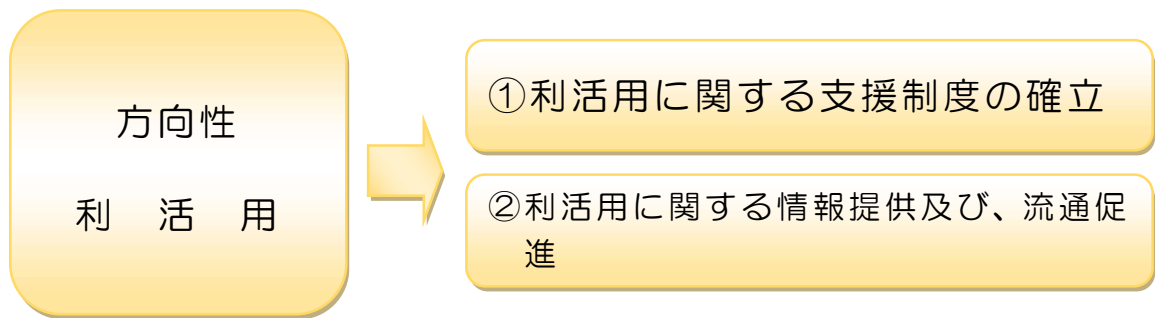
[4]特定空家等に対する措置の流れ
 【特定空家等に対する措置のフロー図】



(3) 利活用

● 対策の方向性

● 基本的な施策

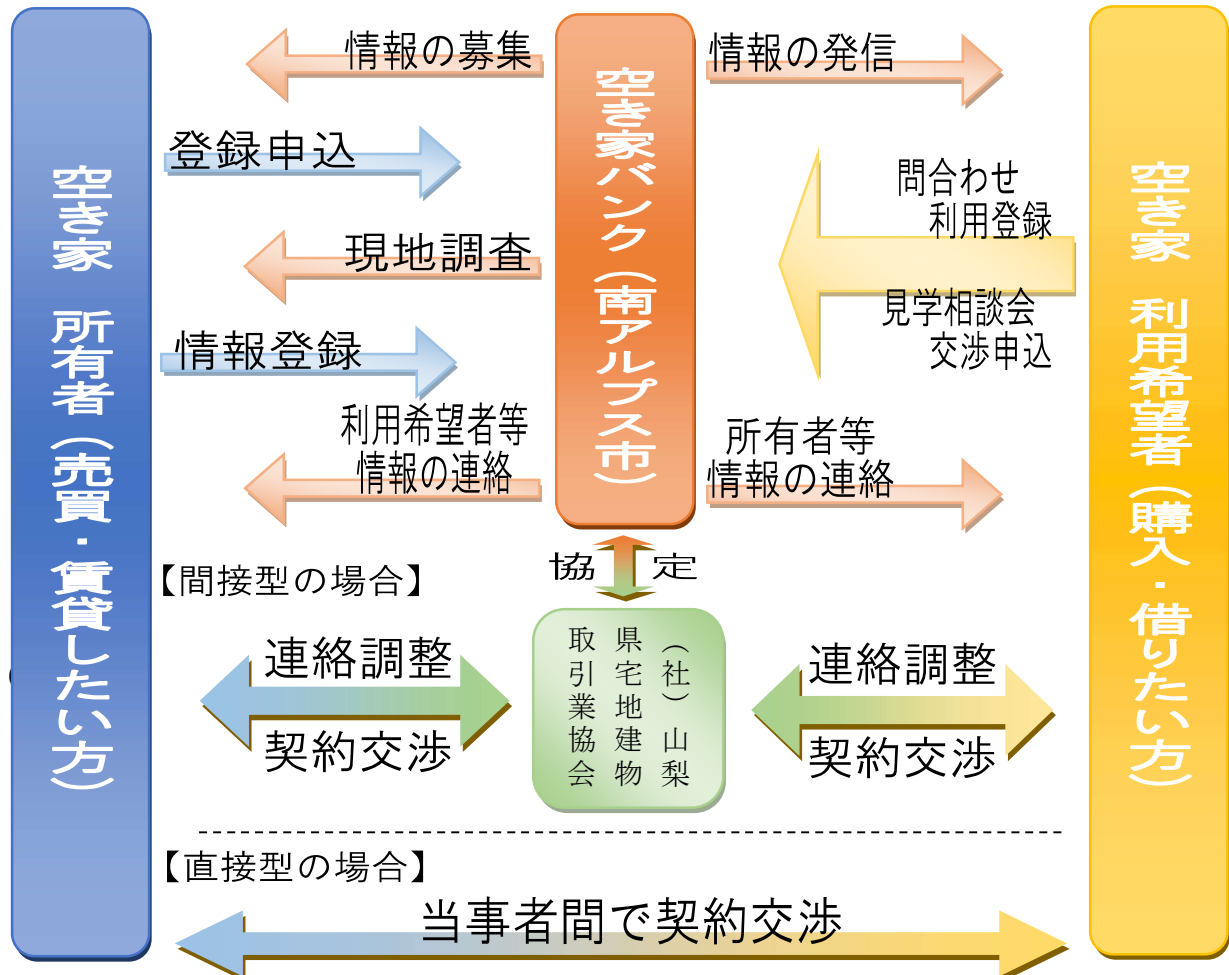


① 利活用に関する支援制度の確立

本市は、市内における空家の有効利用を通して、定住促進による地域の活性化及び市民と都市住民の交流拡大を図ることを目的に「南アルプス市空き家バンク」制度を創設しました。

空き家バンクとは、市内にある空家の売買・賃貸を希望する所有者の方から申込を受けた情報を、ホームページなどを通して公開し、定住などで空家の利用を希望する方に情報提供を行うシステムです。

「空き家バンク」登録・利用手続きの流れ



②利活用に関する情報提供及び、流通促進

空き家バンクに登録された、市内にある空き家の売却・賃貸を希望する所有者から申込を受けた情報を、ホームページなどで公開し、定住などで空き家の利用を希望する方に情報提供することにより、有効活用や流通促進に努めてまいります。

【空き家バンク制度開始後の累計】

| | | | | | |
|--------|-------|-----|-----|------|-----|
| 登録空き家数 | 152件 | | 成約数 | 108件 | |
| 内訳 | 売却 | 99件 | 内訳 | 売却 | 63件 |
| | 賃貸 | 48件 | | 賃貸 | 45件 |
| | 売却・賃貸 | 5件 | | — | — |

令和4年3月24日現在

(4) 推進体制づくり

● 対策の方向性



● 基本的な施策

①実施体制及び庁内の連携の強化

②第三者機関による公平・公正な判断の確立・導入

③関係団体等との連携・連絡調整

①実施体制及び庁内の連携の強化

● 組織体制

[1] 主幹部局

空家等に関する対策に係る事務の主管部局は、建設部管理住宅課とします。

[2] 庁内組織

空家等の対策に取り組むことを目的とし、県と市及び、市関係部署間の連絡調整を図るため、南アルプス市空家等対策連絡調整会議要綱を平成27年10月に制定しました。

②第3者機関による公平・公正な判断の確立・導入

●南アルプス市空家等対策審議会

市の空家対策計画の策定や変更、具体的な施策の実施に関する審議を行うため、南アルプス市空家等対策審議会を平成28年2月に設立しました。

③関係団体等との連携・連絡調整

[1]宅地建物取引業協会との連携

(公社)山梨県宅地建物取引業協会では、不動産取引に関するもののほか、空き家バンクに関する業務、適正管理の普及・啓発、また、不動産に関するさまざまな相談に幅広く対応していることから、空家等や跡地の問題について相互に協力し、対策に取り組んでまいります。

なお、(公社)山梨県宅地建物取引業協会とは、平成19年9月に「南アルプス市空き家バンク実施に係る媒介に関する協定」を締結しております。また、平成29年9月に空き家が管理不全な状態となるのを防ぐことを目的とした、「空家等の適正な管理の推進に関する協定書」を締結し、空家所有者と協会の橋渡しを行っています。

[2]司法書士会との連携

司法書士会では、不動産の相続登記手続きに関することなど、権利関係の問題について幅広く対応しており、複雑な権利関係となった空家についても対応できることから、相互に協力し、対策に取り組んでまいります。また、万が一の時の財産管理に対する備えとして、民事信託制度の周知、促進を図ってまいります。

[3]自治会との連携

地元をよく知る自治会の協力なくしては、空家等の問題は解決しません。市は、自治会から寄せられた空家等に関する情報などに注意を払い、問題の早期解決に努める必要があります。また、特定空家等に該当していない空家等であっても、自然災害により、急速に腐朽が進行したり、倒壊のおそれのある状態になることも考えられます。

このため、こうした危険な状態となっている空家等に関する情報を自治会から提供を受けることにより、迅速な対応を図ってまいります。

[4]警察との連携

適正に管理されていない空家等は、不審者の侵入になどによる犯罪の発生や、建物の倒壊等による事故が発生する危険性があります。

このため、防犯的な観点からも、必要な限度において、警察と空家等に関する情報を共有するなど、安全・安心なまちづくりに向け、連携した取り組みを検討してまいります。

[5]建築士会との連携

建築士は、建築物の構造に関するもののほか、増改築や建物診断などの建築に関する専門家であることから、空家等の利活用におけるアドバイスや、老朽化した空家等の危険性の判断等について、南アルプス市建

築家協会と連携し、空家対策に取り組んでまいります。

[6]その他関係団体との連携

その他にも市は、空家等対策の推進のため、弁護士会、土地家屋調査士会等の関係団体には、市が実施する空家等対策事業に対する支援を期待するとともに、相互に連携を図りながら、空家等の問題に取り組んでまいります。

資料編

- 資料 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 資料 2 南アルプス市空家等対策の推進に関する条例
- 資料 3 南アルプス市空家等対策に関する規則
- 資料 4 南アルプス市空家等対策連絡調整会議要綱

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

(2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項

(3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する

ため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第13条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(その

まま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあ

らかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

- 第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

- 第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。
- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

南アルプス市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての市、空家等の所有者等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民等による情報の提供その他必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域力の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この条例において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(基本理念)

第3条 空家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことがないように、必要な措置が適切に講じられなければならない。

2 空家等に関する対策は、その地域資源として活用するため、情報の収集、整理その他の必要な措置が講じられなければならない。

3 空家等に関する対策は、市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ、協働して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 市は、空家等の所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これら者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等の所有者等及び事業者の責務)

第5条 空家等の所有者等及び事業者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市民等による情報の提供)

第6条 市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）は、特定空家等があると認めるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により提供された情報について、適正に管理しなければな

らない。

(特定空家等認定基準の策定)

第7条 市長は、特定空家等の認定について、特定空家等認定基準を定めるものとする。

(助言、指導等に係る手続)

第8条 市長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要があると認めるときは、次条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会の設置等)

第9条 本市に市長の附属機関として、南アルプス市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 特定空家等に対する措置等に関する事項の調査審議に関すること。
- (2) 特定空家等の判定及び措置命令に関すること。
- (3) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (4) その他空家等の対策の推進に関すること。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(緊急安全措置)

第12条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置をとったときは、当該措置に係る特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の措置をとった場合において、当該措置に係る特定空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る特定空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南アルプス市空家等対策に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び南アルプス市空家等対策の推進に関する条例（平成27年南アルプス市条例第31号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 法第9条第4項の規定により行う立入調査に携帯する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号）とする。

(助言又は指導)

第3条 法第14条第1項の規定により行う助言又は指導は、指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 法第14条第2項の規定により行う勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(命令)

第5条 法第14条第3項の規定により行う命令は、命令書（様式第4号）により行うものとする。

(事前通知)

第6条 法第14条第4項に規定にする通知書は、命令に係る事前通知書（様式第5号）により行うものとする。

(意見の聴取の請求)

第7条 法第14条第5項の規定に基づき意見の聴取を請求しようとする者（以下「聴取請求者」という。）は、意見の聴取請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該請求の代理人は、あらかじめ、その委任状を市長に提出しなければならない。

(意見の聴取の期日の延期)

第8条 聴取請求者又はその代理人が、やむを得ない理由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日までに、理由を付して市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、その事由が正当であると認めるときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

3 市長は、災害その他やむを得ない事由により、法第14条第7項の規定に基づき通知及び公告をした期日又は場所において意見の聴取を行うことができないときは、意見の聴取の期日を延期し、又は場所を変更することができる。

4 市長は、前2項の規定に基づき、意見の聴取の期日を延期し、又は場所を変更するときは、法第14条第7項の規定に準じて通知し、かつ、公告する。

(議長)

第9条 意見の聴取は、市長又は市長の指名する者が議長として主宰する。

(参考人)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体の職員又はその他の参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(意見の聴取の方法)

第11条 意見の聴取は、関係職員立会いの上、公開により、口述審問によって行う。

2 聴取請求者又はその代理人が出頭しない場合において、意見の聴取の事項に関する聴取請求者の陳述書等があるときは、その陳述書等及びその事項の調査に当たって職員が作成し、かつ、署名した調書を朗読して、意見の聴取を行うことができる。

(意見の聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第12条 議長は、聴取請求者が意見の聴取の事項の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、当該聴取請求者に対し、その陳述を制限することができる。

2 議長は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の秩序を維持するため、意見の徴収を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(聴取請求者の不出頭等の場合における意見の聴取の終結)

第13条 議長は、聴取請求者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、第11条第2項に規定する陳述書等を提出しない場合には、これらの者に対し、改めて意見を述べ、及び陳述書等を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

2 意見の聴取に出頭した聴取請求者又はその代理人が、議長の質問に対して答弁せず、又は議長の許可なく退場したときは、前項の規定を準用する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の南アルプス市情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の南アルプス市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の南アルプス市財務規則、第6条の規定による改正前の南アルプス市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則、第7条の規定による改正前の南アルプス市障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する事務取扱規則、

第 8 条の規定による改正前の南アルプス市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 9 条の規定による改正前の南アルプス市知的障害者福祉法施行細則、第 10 条の規定による改正前の南アルプス市児童福祉法施行細則、第 11 条の規定による改正前の南アルプス市子ども・子育て支援法施行細則、第 12 条の規定による改正前の南アルプス市保育の提供に関する規則、第 13 条の規定による改正前の南アルプス市児童手当事務取扱規則、第 14 条の規定による改正前の南アルプス市子ども手当事務取扱規則、第 15 条の規定による改正前の南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則、第 16 条の規定による改正前の南アルプス市老人福祉法施行細則、第 17 条の規定による改正前の老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則、第 18 条の規定による改正前の南アルプス市ごみのないきれいなまちにする条例施行規則、第 19 条の規定による改正前の南アルプス市火災予防条例施行規則、第 20 条の規定による改正前の南アルプス市危険物の規制に関する規則及び第 21 条の規定による改正前の南アルプス市空家等対策に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日規則第 15 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

南アルプス市空家等対策連絡調整会議要綱

(設置)

第1条 空家等に関する対策について、県及び市の関係部局間の連絡調整を図るため、南アルプス市空家等対策連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に関連する業務に関すること。

(2) 南アルプス市空家等対策の推進に関する条例(平成27年南アルプス市条例第31号)に関連する業務に関すること。

(3) 空家等対策についての情報の収集、県及び市の関係部局間の連絡調整に関すること。

(4) 空家等に関する対策の協議及び相談に関すること。

(5) その他必要な事項

(組織)

第3条 連絡調整会議は、別表に掲げる関係課室の職員のうちから組織する。

(会議)

第4条 連絡調整会議の会議(以下「会議」という。)は、事務局が招集し、これを主宰する。

2 会議の議長は、政策推進課長をもって充てる。

3 議長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、建設部管理住宅課で処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、連絡調整会議の運営等に関し必要な事項は会議での協議により定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月2日から施行する。

附 則(平成31年3月22日訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月21日訓令第13号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| |
|---|
| 税務課、納税課、防災危機管理課、政策推進課、ふるさと振興課、市民活動支援課、環境課、道路整備課、管理住宅課、消防本部予防課 |
|---|

南アルプス市 建設部 管理住宅課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376

TEL 055-282-1111 (代表) / FAX 055-282-1112

ホームページ <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>